

裁判員経験者意見交換会議事録（平成26年12月9日開催分）

司会者： それでは意見交換会を開始したいと思います。

本日はお忙しいところ御参集いただきまして、誠にありがとうございました。私は本日、司会を務めます、大阪地裁第13刑事部の石井と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

本日の会ですが、間に15分ぐらいの休憩を挟んで2部構成で進行してまいりたいと思います。

テーマとしては、殺人事件の既遂、未遂事件における量刑評議のあり方、自白事件における量刑評議のあり方ということが一応のテーマとなっておりますが、皆さんがお感じになったことを御自由に御発言していただいて一向に差支えございませんので、そのようなものとして御参加をいただければありがたいと思います。

まず、今回参加をいただいた法曹側というか、法律家の方から一言ずつ自己紹介をいただきたいと思ひます。それでは、まず坪井裁判官からお願いいたします。

坪井裁判官： 大阪地方裁判所の裁判官をしております、坪井と申します。

私は第14刑事部というところで、石井裁判官のお隣の部で裁判をしておりまして、裁判員裁判の経験は前任庁の天津地裁というところで3年ほどやっております、その後しばらくしていなかったんですけども、今年になりましてからまた裁判員裁判の裁判長を何件か務めさせていただいております。

今日は殺人未遂及び殺人既遂事件の裁判に御参加された皆様をお迎えして御意見を頂戴するというところで、殺人関係の事件はこちらに参りましてからも何件か裁判員事件を担当させていただいておりますけれども、評議の難しさもそうですけれども、やはりどうしても重苦しい悲惨な事件というのが幾つかありますので、私どもとして、裁判員の皆様方に十分に理解していただひてかつ御心の負担というのを余りかけないようにするためにどうひう配慮をしたらいい

のかという辺りの御示唆をいただけると非常にありがたいと思っております。
どうぞよろしくお願いいたします。

司会者：続きまして、検察官のお立場から、久岡検察官。

久岡検察官：大阪地検の検事の久岡と申します。

私は現在公判部というもので検察庁の中で働いておりまして、裁判を担当しているという者です。通常、私の場合は刑事2部の裁判員裁判や通常の裁判を担当しておるんですが、今回の議題の中に1件、私が担当したものもありますので、その辺を踏まえてお話を伺いたいと思います。

今回のテーマである、殺人、または殺人未遂事件においては、今回の4件の中にもあるように、さまざまな問題点があるので、検察庁としてもどのような立証や主張をするのがより裁判員の方に分かりやすいかということについて、できる限り御意見を伺いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司会者：それでは、弁護人の立場から、岸弁護士、お願いします。

岸弁護士：大阪弁護士会の刑事弁護委員会に所属しております、弁護士の岸と申します。

私はこれまでに何度か裁判員裁判を経験させていただきまして、被害者死亡事案についても1件担当させていただきました。

裁判員裁判というのは、経験するたびに、弁護側が被告人のストーリーをどのように裁判員の方、裁判官の方々にお伝えするべきかというところはいつも悩むところでありまして、今日は皆さんの貴重な御意見をいただいて、今後の参考にさせていただきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

司会者：それでは、各経験者の方から、裁判員裁判に御参加いただいた御感想などについて、一言ずついただきたいと思います。

それに先立って私の方から事件の概要を若干御紹介いたします。もし、間違っていたら、その点訂正をいただければと思うんですが。

まず、今回は経験者の1番の方、2番の方は同じ事件を御担当いただいてお

ります。内容としては殺人未遂の事件なのですが、特徴的なのは被告人が高齢だと、78歳の男性で、心神耗弱状態にあったということが認定されております。この方が、いわゆる貧困妄想、要するに、お金がもうなくなっちゃうんじゃないかという妄想から将来を悲観して、奥様を殺して無理心中しようとした。そこで、漬物石で奥さんの頭部を殴りつけると、あるいは首を手で絞めつけるといったことをしたわけですが、途中ではっと我にかえって、救急車を呼んで一命を取りとめた。そのために、若干専門用語になりますが、自分の行為で結果の発生を食いとめた、中止未遂ということも認定された事件です。結果的には求刑4年のところを懲役2年6月、執行猶予3年という判断が下っております。

それではまず1番の方から何でも結構ですので、御感想などお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者1：初めて裁判員の経験ということで、私のような者がと思ったんですけども、やってみましたら、すごい裁判官の方が優しくて、何もかも分からない、全然分からないものをしっかりフォローしていただいて、裁判官が本当に優しく分かるようにしていただいて、そしてかかわった事件ですけれども、すごい自分と関係が、奥様の立場にもなれるし、娘様の立場にもなれるしという感じで、他人事じゃないなあってすごい思ったんです。そして、やっぱり経験させていただいてよかったなあってすごく思いました。皆さんもやっていただいたらいいってすごく思いました。

司会者：ありがとうございます。それでは、2番の方に御感想いただいてよろしいでしょうか。

裁判員経験者2：殺人未遂、傷害致死の自白における量刑評議の件ですけど、全ての被告の立場を理解する上で、非常に高年齢で、なおかつ心神耗弱というような状態で、奥さんを自分の手で殺そうということになったわけです。全ての内容を聞いた上で、是々非々の立場で、いいことはいいと、しかし、悪いことは悪いと、ここ、やはり情状すべき情状酌量の点と、法の決まり、規則、法令

に伴ってどのように、そのバランスをどこに求めるのかと。これは人間ですのでいろんな見方があるわけです。どれがよくてどれが悪いということは一概に言えません。しかし、その中で、人としてやはりこれは妥当だというどこかの線があると思うんです。それをこの裁判員裁判の中で、我々みたいな素人が入って是非を問うのはおかしいんですけど、やはり多くの人の意見を聞いて、なるほどという落としどころというか、これならばというところを求めるためにはいろんな裁判員裁判の方が、いろんな人がおられるわけですから、これは一つの判例を決める場合の根拠になるので、今後ともやはり裁判員裁判、やるべきだと私は思います。

司会者：ありがとうございました。

次に、経験者の3番の方が参加された事件は、これは、被告人は50歳の女性の方です。お父さんの年金で息子と一緒に暮らしていたんですが、どうもこの娘さんというんですかね、被告人が金遣いが荒いと。そこで、父親から年金の管理権を取り上げられてしまって、家賃とか光熱費の支払いができなくなっちゃった。そうしたことから絶望して、無理心中をしようとして、息子さん、当時25歳の息子さんなんですが、その方の頭部を金づちで数回殴りつけたんだけど、抵抗されて命を奪うには至らなかった。これも殺人未遂の事案のようです。求刑5年だったんですが、主刑としては懲役3年、執行猶予5年、さらに保護観察がつけられたと、こういう結論に至っているようでございます。

それでは、3番の方から感想なりお聞かせいただけますでしょうか。

裁判員経験者3：よろしく申し上げます。ちょうど1年2月ぐらい前ですね、初めてこちらの裁判員制度に参加させていただきまして、あの事件で端的に感じたのは、やはり現代の風潮を現すというか、エゴの、自己中心の事件でなかったかと思うんですよね。それで、未遂に終わったんですけど、息子さんは25歳なっていますからね。そういう中で、余りにも身勝手な、自分中心の凶行に及んだということなんですね。この判例は保護観察で執行猶予がつきましたけど。

今は特に、先ほど申しましたように、何か、今は、何というんですかね、犯罪を犯した者の人権だけが何かこう取り上げられて、それを擁護するというか、保護するという、何かそういう流れというか、あれが考えというのか、考えられるんですよね。殺された者とか被害を受けた者はその人権というのはもっと真剣に取り上げてもらいたいという考えですね。自分としても、これはなっているんじゃないかと思いますね。それを痛切に感じた事件です。

司会者：という御感想をお持ちになったということでございますね。ありがとうございました。

続きまして、4番の方の事件、これは御高齢ではあるんですが、女性、73歳の女性、この方が、当初お一人で住まわれていたんですけども、そこに息子さんと息子の嫁、それからお嫁さんの連れ子であるお二人のお子さんの4人が同居するようになった。その過程で、いわゆる嫁姑の問題もあったのかもしれませんが、息子さんのお嫁さんと口論になって、被告人、おばあちゃんなんですけど、おばあちゃんのほうが包丁を持ち出してきたと。そうしたところ、お嫁さんの方がやれるものならやってみろみたいな感じでおなかをこうちょっと突き出すような感じになって、そこにおばあちゃんの方がこう、ぶすっと刺しちゃった。こういう殺人未遂の事案でございました。求刑が7年で、最終的な結論としては懲役3年の実刑という判決が言い渡されているようでございます。

それでは、4番の方からの御感想をお願いいたします。

裁判員経験者4：裁判員裁判が始まって、もうすごくたつと思うんですけども、実際、人のことというのか、自分のところに来るとは全く思っていなかったもので、去年の11月に地裁の方から手紙が、ああ、来たかなという感じは受けました。

実際、この裁判、私がかかわった案件なんですけれども、私は年齢的に嫁の立場も姑の立場も分かる年齢であるので、日々裁判が起こっていく中で、かなりどちらにも気持ちが揺れ動いたというのがすごくありました。

先ほど裁判官の方が顔合わせの序でおっしゃっていたように、知と情ということで言いますと、私たち裁判員が参加するということは、その情の部分の補いですね。知は私たちにはありませんので、情の部分を補っていく上で、特に私がかかわった、この参加した裁判に関しては、その部分がすごく重要な役割を果たすのではないかということ、1週間の裁判終わった後からすごく感じました。

やはり、今ニュースなんかでも裁判員裁判ということに対していろいろ問題が出ていまして、否か是かという話も出ておりますけれども、実際、自分が参加してみて思ったことは、やはり裁判員裁判というものは今のこの現状の中では必要ではないかということが1週間参加した後の私の結論です。

司会者：ありがとうございました。

最後になって恐縮でございますが、経験者の5番さんの事件を御紹介いたします。今回、御参加いただいた中で唯一殺人の既遂事件に御参加をいただいたということになります。

事案としては、これは被告人は65歳の男性です。この方が交際していた女性がいて、それから、共通の知り合いというんですかね、男性の知人がいたと。この被告人の方がその自分がつき合っている女の人と、それからその知人の男性が、要するに、不倫という大変な、関係を持っているんじゃないかという邪推するわけですね。で、まあ、問い詰めるんだけど、その知人のほうは、いや、そんなことしていないみたいなことで否定をします。ただ、その思い込みがなかなか解けないまま、その知人を被告人が府営住宅の7階から突き落として殺してしまったと、こういう事件でございます。求刑が懲役25年で、判決としては懲役23年という判決が言い渡されております。

それでは、5番の方から御感想なり、お聞かせいただけますでしょうか。

裁判員経験者5：今回の事案としましては、殺人という形で、最も重い部類になっていますが、一人、女性に対して一方的な思いを寄せている。で、その知人、被害者のほうに不倫をしているんじゃないかと攻めよったと。で、その誤解、

それは結局解けなかった。それはどこか、そのつながりとしては相手が薬物のつながりがあるんですけれども、どこか薬物でつながっている特殊なコミュニティの問題の中で起きた事件だったので、ちょっと一般の者からすると、その辺りのなぜ、脅されながらもつき合いを続けているのかというのが非常に分かりにくい事件でございました。

一方、判決としての23年というのは、この被告の年齢と考えると非常に重いものかなと。20歳の人間の受ける23年と六十何歳の方の受ける23年では大きな違いがあるのかな、そういうふうと感じた裁判でした。

司会者：ありがとうございました。それでは、まず主に初めに審理の関係で、例えば当事者の主張なり立証なりがどのように響いたのかといった観点から検察官、弁護人から御質問いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

岸弁護士：弁護人のほうから少し質問させていただきます。

まず、弁護側の冒頭陳述のことなんですけれども、弁護側の冒頭陳述というのは、検察官の起訴状朗読と、その後の検察官の冒頭陳述の後に行われて、ある意味、かなりのマイナスなイメージをもう裁判員の方々が持つておられる状況で始めることになるんですけれども、弁護人としてはやはり検察官と異なる視点からそのイメージを払拭するため、異なる視点として、例えば被告人の方の生い立ちであったり、時には、今回のその事案の中にあるように、嫁姑問題でありますとか、あと時には被害者側の落ち度にも触れながら物語を語っていくことになるわけなんですけれども、今回の冒頭陳述を実際に聞かれる中で、弁護人としては実際の事件の全体像を把握してもらうためには必要な事実だと思って主張しているわけなんですけど、その点が裁判員の方々にどのように伝わったのか、あるいは裁判員の方がどう感じ、どう受けとめられたのかという点がすごく気になります。

司会者：皆さんにお伺いしてよろしいですか。

岸弁護士：そうですね、特に申し上げますと、3番さん、4番さんの事件なんか、特にお聞きしたいです。

司会者：それでは3番さんの事件について、これは弁護人としては、まあ、被告人のこれまでの人生、それから病気ですかね。そこら辺が御紹介をされて、そういう角度から事件の見方というものを提示されているようですが、この弁護人の冒頭陳述をどのように受けとめられたか、そこら辺、もし御記憶があればお聞かせいただけますでしょうか。

裁判員経験者3：刑を軽くするという弁護人さんの意図は分かるんですけども、いろいろ病気を引き合いに出していますけど、これは病気なんていうのはもう私の女房でも何十年も高血圧の状態、薬を飲まない限り生きていかれない状態なんですわ。そういうやっぱり個人個人で、各人やっぱり病気を持ったりと、年を取ってくればだんだん病気がちにもなるし、そういう状態は誰しもなると思うんですよね。だから、そういうものを、何というんですか、刑の軽減の原因にしたり、求めたり、ちょっと腑に落ちないというか、そういう感じはしてるんですよね。今までの犯罪人の、犯した者の人権ばかり考えてやっているような気がしてならないんです。この場合は息子さんが未遂ですので、自分の息子さん、25歳になった息子さんですので、そういう点では、まあ、事件そのものは軽く済む、なったというか、そういうような情状酌量もあるんじゃないかと思うんですけども。これはですね、もし自分の、2歳や3歳とか生まれた子とかね、幼児だった場合はどうなるかと思うんですよね、ええ、考えたらですね。

司会者：そういう厳しい受けとめ方。

それから、4番の方の事件、これは、弁護人のほうは、いわばおばあちゃんが同居する次男家族から、何というんですか、迫害されているというか。で、その日もお嫁さんから挑発されて、我慢の限界を超えて犯行に至ったんだというような弁護人のほうが見方を提示したというようです。この冒頭陳述はどのように受けとめられたのか、その点、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：検察官の冒頭陳述をよく聞いていると、淡々と事実、起こった事実を述べていかれました。実際、それはまず裁判に入る取っかかりとして、

自分の知識に入っていたので、それはとてもよかったとっております。その後、弁護人の冒頭陳述なんですけれども、当然、多少なりとも食い違う話も出てくることは出てくるんですけれども、実際、この時の被告人の今まで送ってこられた人生、バックボーンというんですかね。そういうことを聞くことは、その被告人自身を知ることになるので、実際、私たち裁判員が判断をする上でとても重要だったと私は思っています。この被告人も老齢ということがありましたけども、体調も悪かった部分もありますし、そういうことも聞かされました。実際、若いころからの話、そして被害者となられたお嫁さんですね、が入ってこられた経緯、住まれていた間に、この被告人がどういうふうな流れで孤立化を深めていったかということも、そういうことも聞かされてきましたし、現実問題、実際事件の発生したときに、被害者の方が酒に酔っておられたという話も出てきましたので、そこら辺の話をバックボーンとして聞かせていただいたのは特によかったとっております。

司会者：ありがとうございます。そのほかの方にもお聞きしてみましようか。まず、1番さん、2番さんが参加された事件については、弁護人の冒頭陳述の中では、多少ちょっと難しい言葉が出てまいります。例えば、中止未遂とか自首とか、あと責任能力が減退しているとかというところですね。ここら辺を御指摘されている冒頭陳述となっているようですが、この弁護人の冒頭陳述はどのような印象を持ってお聞きになったのか、何か御記憶があればお聞かせをいただけたらと思います。

裁判員経験者1：割と難しくなく、あんまり先に先入観とかそういうのがなくて、淡々と教えてもらって難しく思いませんでした。分かりやすかったです。すごく内容が理解できました、この文章だけで、大体の。だんだんと広く何回かあれているうちに、ああ、こういうことがあるんだなって、すごい、他人事じゃないなっていうのがすごく分かりました。

司会者：ありがとうございます。2番の方、お願いいたします。

裁判員経験者2：弁護士の説明は非常に理解しやすくよかったと思います。や

はり専門用語，どうしても出てくるわけですが，我々素人ですので，噛んで含めるように，できれば言い換えることが可能ならば，通常，我々一般の世間で通用するような言葉にさせていただいたら，これからの裁判員裁判に出られる方は助かるんじゃないかなあとと思います。

司会者：ありがとうございました。

それに対して，5番の方の事件は，事件自体が重大だということもあるんだと思うんですが，相当長い弁護人の冒頭陳述がなされているようです。例えば，被告人の身上経歴から始まって，犯行に至る経緯，それから関係の方との人間関係ですね。それから，犯行状況等，相当長文にわたるものが御用意されていたようです。これについてはどんな印象を受けられましたでしょうか。

裁判員経験者5：今回，私が担当しましたものでは，検察側のほうの冒頭陳述は，時系列に沿った，非常に分かりやすく記載をされた資料が渡されているんですが，それに比べますと，弁護人のほうの冒頭陳述書，こちらは，まあワードですね，そちらのほうでびらびらびらっと書いた文字ばかりの，どこを強調したいかという部分が非常に分かりにくいというところがある書類となっています。かつ実際，かなりの分量ということもありまして，時間の関係から弁護人の方もかなりの早口でしゃべられたということがあって，かなり聞き取りにくい状態，やはり，今回ですと，人間の関係性が非常に複雑だったこともありまして，ちょっと一回聞いただけでは理解ができなかった状態になっています。

確かに，その検察側と弁護人のほうには意見の，もちろん違いは出ているんですが，まあ，今回担当した事件ですと，被害者のほうはもちろん亡くなってしまっているんで，それを言った，言っていないというところが記載されてしまっていますので，それはちょっとこちら，裁判員制度の裁判員で選ばれた者としては，ちょっとそれを書かれても判断ができないというところがあったという感覚です。以上です。

司会者：ありがとうございました。検察官のほうからは何か御質問ございますでしょうか。

久岡検察官：検察官側の冒頭陳述も触れていただいたのはあるんですが、特に今回の事件であれば、1番、2番の方の事件のように、専門的な責任能力であったり、中止未遂という言葉の定義とか、どういうものであるのかというようなことを、冒頭陳述でどの程度詳しく最初に出すのかというところは我々も悩むところなんです。それについては、1番さん、2番さん、あえてこっちを確認するという意味では、今回、責任能力があるか、ないかは争いになっていないということもあるので簡単に書かれているんですが、このお配りされているものの程度でも十分理解できるものであったというふうにお聞きしていいのかどうかということとは。

司会者：今回、1番さん、2番さんの参加された事件は心神耗弱状態にあったと。この点は検察官も弁護人も争いが無いという、そういう状態でした。そういう場面で、検察官が説明をするのにこの程度でよかったのかなあ、もう少し詳しく説明したほうがよかったのかなあ、そういったところを悩まれているようですが、その点は何か支障のようなものはございましたでしょうか。

裁判員経験者1：なかったんですけど、はい。そんなに難しく思わなかったですね。初め、事件として、ある程度理解できましたね。すごい裁判官の方が分かりやすく、本当に丁寧に、本当に素人に分かるように、緊張しなくていいですよというふうにごくおっしゃっていただいて、本当に分かるように教えていただいたから、何か初めからそんなに難しいことはあんまり、分からないことはなかったです。だんだんと事件をあれしていくうちに、奥様も出られて、奥様が述べられて、もう話を聞いていると、私涙が出てきて、本当に泣かされました。すごい旦那さんを許してほしいというふうにおっしゃって、そういう情にあればだめなんだろうけれども、すごく他人事じゃなかったです。だから、素人ってこんなもんです。何か、割と深く、ちょっと分からないですけども、私としてはよかったと思います。

司会者：ありがとうございます。2番の方、いかがだったでしょうか。

裁判員経験者2：被害者に当たる奥さんが主人を許してほしいということを証言

されまして、やはり夫婦の仲ですから、とにかく嫌でやったんや、あるいは怨恨でやっているわけじゃなしに、その病気と自分の将来を、だけどこの金銭的なものからみると、私なんかよりもちょっと余裕があるような生活なんですけども、それも個々に受けとめ方が違うでしょうから、1億あっても少ないという人もいるでしょうし、1,000万でも満足の人もおるでしょうし。だから、そういう面では比較はできないんですけど、まあ、被害者である奥さんのほうが早く許してやってほしいと、今回みたいなことは、今まで五十何年一緒におって初めてだということ。ほんま、その病気がさせた業であって、本人の意思じゃなかったんじゃないかと理解しました。

司会者：ありがとうございました。検察官のほうから、そのほか、何かございますか。

久岡検察官：立証、証拠調べに関してなんですけども、各事件ごとにある程度証拠は、実際にはかなり圧縮されて出ております。その上で、どういう取り調べを行うかということも工夫をしてはいるんですが、この記憶にある限りで結構ですので、例えば、ああいう証拠は、こういう分かりやすい証拠としてこんなのがありました、逆に、何の証拠か分からなかったですというような証拠がもしあったら、例えば分かりにくいのは、結局、何が言いたいのか分からないという趣旨もあるでしょうし、こういう証拠としては理解できたんだけど、もっとこうしてくれれば分かりやすかったとか、その証拠の、取り調べの仕方も含めて、分かりにくかった、もしくは分かりやすかったという、印象に残っているものがあれば、教えていただきたいと思います。

司会者：記憶に残っていればということのようですが、これは、例えば、5番さんの参加された事件ですと、被害者本人はもうお亡くなりになっていると。被告人と、あと被告人の知人みたいな人が出てきて、いろいろお話をすると。一応見てた人もいるとか、いろいろな人が出てきて。あるいはほかの証拠も多々請求されて取り調べられているようですが、その中で、例えば、これは何のためにやっているのかなという印象だとか、ああ、これは分かりやすいと思った、

何か印象に残っているものがあれば教えてくださいませんか。

裁判員経験者 5：証拠調べの中で、今回、7階から突き落としたということで、その建物で犯行が行われたということを検察側が証明していたんです。各種角度から、地図を用いまして、この建物以外にほかに上がれるところはないというのを証明されたんですが、最初に、この建物以外に上がれるところはありませんって、以下資料を御覧くださいぐらいでいいものを、その頭の説明なしにずっと写真を、この角度から見た、Aから見た、今度Bから見たというのを延々と見せられたので、最初は何の話なんだろうというところが、数多く出てきた証拠の中では、かなりそこが、今回、ただでもいろいろな証拠がある中で、果たしてそれにそこまで時間をとる必要があったのであろうかというのを疑問に思いました。

司会者：ありがとうございます。それから、4番さんの事件では、これも御家族一同お越しになって証言をされたということがあったようですし、そのほかにもさまざまな証拠関係があったようです。これは聞かなくてもよかったんじゃないかなというのがあったとか、あるいはこれは分かりやすかった、何か印象に残る法廷での証拠調べがあれば教えてくださいませんか。

裁判員経験者 4：事前にお話を聞いたのは、さっきの証拠もかなり圧縮して出されていると、全ての写真なり、そういうものが全部出てきているわけではないということがあったんですけれども、実際、私がかかわった事件に関しましては、見せていただいた証拠、証拠品、凶器ですね。とか、あと現場の写真なり、被害者の方の手術の様子なり、そういうのを見せていただいたんですけれども、この件に関しては、どの程度圧縮されているのか分かりませんが、あのぐらいの分量の証拠で理解はできました。

司会者：ありがとうございます。3番の方の参加された事件では、当初、被害者である息子さんの尋問が予定されていたようですが、結局、お越しにはならなかった。そのかわりに調書を調べて朗読をされたというような経過があったようでございます。この中で、証拠調べの中で、印象に残った点などがあればお

聞かせいただけますでしょうか。

裁判員経験者 3：証拠調べでは凶器，使った凶器の金づちですかね，それがビニール袋に入れて見せていただいたんですけど，この事件ではそのぐらいの形だったので，そんなものかなあという感じでしたですね。あと，当初はどうなのかなと思ったんですけど，そのぐらいです。

司会者：ありがとうございます。

既にもう 1 番さん， 2 番さんの事件では，奥様が相当重要な役割を果たしたということはおっしゃって御指摘がなされておりますが，何か証拠調べの中で，そのほかに印象に残っている点などがあればお聞かせいただけますでしょうか。

裁判員経験者 1：証拠調べ，写真でしたね。

裁判員経験者 2：そうそう，写真，石。

裁判員経験者 1：石，血のついた石が。

裁判員経験者 2：漬物石です。

裁判員経験者 1：漬物石と，そして部屋のね，お布団。

裁判員経験者 2：寝ていた。

裁判員経験者 1：この場所で行われたという証拠というのか。どれを見ても，ああ，なるほどなという感じの証拠でした。

司会者：2 番さん，何か印象に残った。同じところで，御記憶ですか。

裁判員経験者 2：そうですね，別に，証拠については。

司会者：ありがとうございます。そのほか，当事者のほうからは何か御質問，裁判官からでも結構です。何かございますでしょうか。

坪井裁判官：それでは，少し質問させていただきましても，4 番さんの事件では，かなり現場に血がばあっと出ている写真というか，御覧になられたとか，あるいは被害者さんが手術を受けておられる写真，それから，法廷で実際に被害者さんが傷を皆さんに見せられたというような証拠調べが行われたということなんですけれども，今，裁判所のほうでは，そういった血がたくさん出たよ

うな写真とか、実際の傷の写真、それから5番さんの事件では死体の写真が出ていたのかどうか分かりませんが。

裁判員経験者5：それは。

坪井裁判官：それはなかったんですか。そういう、ちょっと心に不安を催すような、ショッキングな証拠調べを行うときに、どういう御配慮をすればいいのかということを生懸命考えているところなんですけど、その辺りではお考えになられたこと、感じられたこと、それから、こういう証拠はやはり必要なのかどうなのかという辺りの御感想を伺いたいと思っています。

裁判員経験者4：先ほど言いました証拠の写真辺りはかなり圧縮して出している。確かに、部屋に被害者の血が飛び散った写真とかは見ましたけれども、それ以上の写真はもう出さないようにしていますということはおっしゃっていましたので、これは多分、見る人のすごく個人差があると思うんですけども、私はこの程度だったらもちろん全然大丈夫ですし、実際、凶器の包丁を見て、あ、これで人が刺されたと思ったら、それは確かに怖いんですけども、それを見る必要があるものだったとは思っています。被告人の方が、なぜこんなに刃渡りの大きな包丁を持っておられたのか。ただ、包丁というだけでは、家庭で使っているような文化包丁なのか、牛刀なのか、もっと先のとがったものかわからないので、実際、目の前に出て、あ、これはかなり危険性のある包丁だというのは分かったので、それは見る必要があったと思っていますし、今、何か、遺体の写真か血の写真でPTSDになっているとかという問題になっていますよね。やはりああいう問題が出てくるというのもやっぱり大変問題だと。その個人の健康もありますので、血を見るような大きな事件というのは、辞退理由の一つになってもいいのかなと思ったりもするんですけども、それは私が判断することではないんですけども、あのニュースを見たときには、それはちょっと思ったんですけども。やはり伺われても、かなりこれは個人差があるので、どの程度までにしていいのかというのはすごく難しいと思うんですけども、私がかかわった、参加した事件に関して出てきた証拠写真で、おなかの

傷を見せられましたが、あれも重要だったとは思うんですよ。実際、被害者の方がこんなに大きな傷跡が残って、子供とプールにも行けない、温泉旅行もできないとおっしゃったんですけれども、実際、プールだったらワンピースの水着を着れば隠れるような傷なのかどうなのかとか、温泉に行ってもタオルで隠せるような傷なのかとか、そういうのも実際残った傷跡を見せてもらったことで一つの判断材料にはなったので、それは見せていただいてよかったと思っております。

司会者：5番さんの事件ではいかがだったでしょうか。

裁判員経験者5：私が参加しました事件では、血などは出ていない状態でした、被害者が落下したのが自転車のスチール屋根の上というところで、スチール屋根がちょうど人型にへこんだ形になっている写真と、そこから更に屋根の上から転げ落ちた、その土のところですね、が写っているだけだったので、血という意味ではそういうようなショッキングなものはありませんでした。ただ、じゃあ、人型にへこんでいる屋根がショッキングではないのかと言われると微妙なんですけど、少なくとも参加した、私も含めてですけれども、それを見た人間はそんなショックという感じではなかったと思います。

司会者：ありがとうございます。

3番さんの参加された事件では、先ほど金づちというのが出てまいりました。それは相当ショッキングだったものなのか、まあ、そうでもないのか、何か印象に残っていることがあればお聞かせいただけますでしょうか。

裁判員経験者3：そんなにこの事件の凶器としてはショックはありませんでした。ただ、客観的に、ああ、こんなものかなというような感じで見ましたですけどね。玄関のところで何か振り上げて頭を殴打したという、その玄関の風景とか、そういうのはありましたですけどね。ちょっと、そこでやられたということですね。凶器そのものはそんなに深い印象はなかったですね。残忍な印象とか、未遂というか、そういう軽いあれでしたので、そんなに、はい、思いませんでしたですけどね。まあ、こういう刑事事件というのは証拠というのが一番冤罪

を防ぐもとになります。必要なこととは思いますが。

司会者：ありがとうございました。

1 番さん， 2 番さんの事件で先ほど漬物石の話が出てまいりましたが，当然のことながら，血がついたり，あるいはベッドのところに飛び散っていたりということがあったかもしれません。そういうものを受けてショックだったとか，そうでもなかったとか，その点の印象をお聞かせいただければと思いますがいかがでしょうか。

裁判員経験者 1：この写真の前に，たしか見たくなければ見なくていいというのを何か言っていたような気がするんですけど，だから，目を伏せてくださいというようなことを言われたような気がします。私はそんなに思わなかったからしっかり見させていただきましたけれど。だから，無理に見なくてもいいというふうな感じで，でも，見なかったらちゃんとできないんでしょうかね。何か。だから見なくてもいいから参加してくださいというふうな感じなのかなと思っているんですけど，私の周りの人も裁判員の連絡が来たらそういうのがあるから私は一番先に断るのに，何で断らなかったのというふうに言われたんです。断るって，そんな簡単に何かできないみたいですよって言ったんですけど，何か皆さんの意見はそういうのがすごくあるみたいです。だから，無理にやらなくても，断りなさいよというふうな，周りは感じます。でも，参加してくださいというふうに私は言っています。

司会者：どうぞ， 2 番の方。

裁判員経験者 2：その証拠調べの場合，その血痕がついた石を見ることによって凄惨な状況だと。それが裁判上，被告と被害者と加害者との関係を見る場合でも，あ，こんなえげつないことをしたのかという意味で，私はその裁判に必要であれば見るべきだし出すべきやと思います。それにはやぶさかじゃないです。

司会者：ありがとうございました。

それではここで 10 分ほどお時間をとりまして，休憩の時間をとりたいと思います。お手洗い等，適宜お過ごしをいただければと思います。よろしくお願

いたします。

(休憩)

司会者：では、意見交換を再開させていただきたいと思います。

後半の部では、審理というよりも、量刑の評議においてそれぞれ御参加いただいた裁判員の方々がどんな点が非常に印象に残ったのか、量刑を考える上でこの点は重要なんじゃないのかと思われたのか。逆に、当事者が一生懸命主張しているけど、ここはそんなに量刑上、考慮しなくてもいいんじゃないか。そこから辺の審理、評議を通じて受けた印象などについてお伺いをしたいと思います。

それに先立って、まず裁判官としての立場から、この量刑というものを通常、どういうふうに裁判員の方に冒頭御説明をされるのか、その点を参考にお聞かせいただけますでしょうか。

坪井裁判官：説明の仕方というのは各裁判官によってそれぞれ違うと思うんですけども、私どもとしては、まあ、ちょっと難しい言葉になるんですけども、行為責任主義といいまして、やはり量刑の重さというのはその人の責任ですね。平たく言いますと、重い罪には重い刑、軽い罪には軽い刑。ですから、罪の重さ、軽さというのが、刑の重さ、軽さとやっぱり一致していないといけないんだというのが基本的な、なるべく分かりやすいように御説明させていただいているところなんです。

また、何をもちって重い罪というふうに見るのか。何をもちって軽い罪と考えるのかというのが、それぞれにいろんな犯罪によって違うわけなんですけれども、1つの1点ではなくて、例えば、いきさつとか、なぜ、まあ、動機とか、それだけではなくて、実際にどういうことをしたのか、結果がどうだったのか、どんな行為をしたのか。いろんなところをよくよく見てくださいますところをお願いをしているところなんです。

例えば、1番さん、2番さんがやった事件と、3番さんのやった事件なんかは対照的なんですけれども、1番さん、2番さんの事件は非常にいきさつには同情できるんですけれども、使った凶器なんかは3キロもある、こんな重たい漬物石で非常に危ない、御高齢の女性の頭を、寝ておられる頭をどんとやったというわけですから、非常に危ない行為なんですけれども、3番さんの事件は、いきさつはもう全然お話にならない、ひどい被告人なんだけれども、やった行為というのは、まあ、そこそこ、そんなに大きくない金づちで殴ったということで、それで被害者の方に金づちをぱっと取り上げられてしまっているということですから、危険性の程度からいいますと、1番さん、2番さんのほうの事件のほうが全然重いと。まあ、そういうところをバランスとって考えていただきたいということをお願いを、分かりやすく説明をするように頑張っているところでございます。

司会者：ありがとうございます。それでは、この点について当事者の方から御質問などございますでしょうか。

岸弁護士：弁護人の立場から質問させていただきます。特に4番さんにお聞きしたいんですけれども、難しい質問かもしれないんですけれども、今、裁判官のほうから説明があった行為責任主義についての説明に関連してなんですけれども、例えばこの事件、4番さんの担当された事件ではいわゆる嫁姑問題が背景にあって、自宅の中で被告人の方が孤立化していった経過とか、それが今回の事件の要因か遠因かになっていて、弁護人としてはそういう事情はやはり重要な事実だと考えてピックアップして主張していくことになるんですけれども、ただ、実際の量刑上は、背景的な事情というのは余り考慮されないことがあって、今回の判決でも若干であるが有利に考慮するというような表現になっておりまして、4番さんとしては裁判官、裁判所のほうから行為責任主義という説明、ガイダンスがあって、いざ、この今回のその嫁姑問題の背景事情の取り扱いについて、どういうふうに扱う、どういうふうに感じられたのかというのはお聞かせいただけますでしょうか。

裁判員経験者 4：審議に入ったときに、量刑の審議のときに、過去の判例なんかも全部見せていただいて、実際、ただ、漠然とニュースなんかで見たときに何でこの人がこんなに軽い刑なのか、なぜこの人がこんな重い刑だったのかというのが多々あるんですけども、実際、自分が参加してみて、こういうときはこれぐらいの刑がありますよという前例を見せていただいて、今、裁判官の方がおっしゃっていた、そういう話も聞かされまして。最終的に話し合っただけで、みんなで、頭から湯気が出るほど話し合った中で3年という結論が出たということなんですけれど。

岸弁護士：ありがとうございます。

司会者：そのほか、当事者の方から御質問ございますか。

久岡検察官：休憩時間に質問受けたりもしたんですが、伺いたいのは、検察官の論告において、1番、2番さんの方の事件であっても、3番さんの事件であっても、執行猶予、結論として執行猶予になり得る事案において、厳しい評価をした上で求刑が4年であるとか、5年であるとかということについて、論告を聞いている中で、例えば3番さん、計画的かつ強い殺意に基づく犯行であるとか、被害結果が重大であるとか、強い論調になっている中で、懲役5年の求刑だということについて、あれ、というように思われるか。そこはやっぱり検察官としてはそういうふうに言うんだろうと。そうすると、その求刑の5年というのは何なんだろうとか、そういう疑問を持たれたりするのか。もっと言えば、1番さん、2番さんの事件であれば、論告の中で、動機は身勝手であるとか、犯情は悪い、相当危険、さまざま述べている中で、下のほうに、しかし、突然なんですけど、必ずしも実刑が相当な事案ではないと、手のひらを返すような部分も一部あったりして、こういう主張というものが言葉遣いで、例えば検察官がそれを言うほどに重くないんだということは、やはり審議にも影響があるのか。やっぱりその、何というんですか言葉とのギャップがあるのであればあるで結構ですし、ないのでない場合はないでいいんですけど、その辺は我々も言葉としてどういうのを使うのかというのは悩むところではあるので、できれ

ばそれを観点に話していただければと思います。

司会者：職業裁判官の場合には聞きなれているところなので、ああ、こういう言葉遣いをするんだらうなあという感じはあるんですが、検察官の論告における強調の仕方というか言葉遣い、それと求刑とのバランス。ここら辺について何か印象に残ったことがあればお聞かせいただけますでしょうか。3番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：ちょっと検察官さんからのお話、こちらの事件では検察官の求刑は懲役5年ですよ。この事件としては何か厳しい求刑があったと思うんですけども、弁護士さんのほうもいろいろ話と、それから本人が法廷に出てきて話したことの情状ですね。余りにもこの事件では検察官さんが女性でしたんですけども、かなり客観的に、午前中、厳しい判断を下して出しているわけですね。それがもう全く、言うなれば、保護観察で執行猶予ということを、それがどれぐらいの本人にとっての絞めつけというか、プレッシャーになるのか分かりませんが、非常にギャップがあり過ぎるという感じがしたんですよ。それで先ほどもちょっと質問させてもらったんですけども、そういうその検察官さんの判断を下す理念というか、そういう基本的な考え方、それからまた裁判官さんの最終的に本人に下す判決の基本的な理念というか、考え方はどういうものか、どういうものでしているのか、ぜひ知りたいですよ。ちょっと単純な質問なんですけど、ちょっとお聞きしたいと思います。

司会者：それは逆に、検察官にお伺いをしたほうがよろしいかと思しますので、今お話が出たとおり、検察官はどのような理念に基づいて求刑をしているのかと、そういう御質問です。

久岡検察官：求刑をしている根拠についてはそれぞれの理由があるので、一概に答えるのは難しいんですけども、要は、我々も日本の刑法の法定刑の幅がある中で、例えば懲役、5番さんのように25年、これは殺人既遂なのであれですけども、例えば十何年とか4年とか6年とか、いろんな可能性がある中で、それはやはり先ほど坪井部長が言われたような、ある意味行為責任主義のような

前提として載っている上で決めてはいるんですが、要するにやったことが、凶器は何を使ったのかとか、殺意がどれぐらい強い、強さをうかがわせる事情としてどんなものがあるのかとか、被害結果として加療期間が、どれぐらい病院に行ったのかとか、そういうのを前提には決めておるんですが、理念としてはそういう理念なんです。

他方で、検察官の求刑の前提となる意見の部分において、当然、後に評議において見せられるであろう量刑のある程度の分布の中で、検察官が強い口調で重大であるとか、悪質であるとか、卑劣きわまりないとかいう言葉をただ並べた上で、後に出てくる量刑の中で、この事件の求刑というのはそんなに上ではないんじゃないかということが分かったときに、やはりそこには落差があるのかどうかというのが、かなり私としては、まあ、あるんだろうなというふうには思うんですけども、ただ、他方でそこで、いや、これはそんなに重くないんですよということを検察官が正面切って言うことが、裁判員の方々にどういふふうな印象を受けるのかというのを逆に聞きたい、質問に対する質問、また質問になって収拾がつかない。

司会者：3番の方、今の御説明で御納得されましたでしょうか。

裁判員経験者3：検察官さんもやっぱり人間だなと思いますね。いろいろ迷うというか、検察官の求刑の迷っているのかなという感じは受けます。人間だからですね、これ、どうしてもね。経験とか若さとか、いろいろな加味されて、そういうようななったんじゃないかと思うんですけどね。やはり検察官というのは、一つの事実を客観的に見て、あくまでもね、それに判断を下すわけですからね。まあ、それを弁護人さんとか、いろいろな証人さんとか、裁判長とか、そういうのあれで刑を勘案するんでしょうけども、私は最近、最近というか、まあ、この年になって感じるんですけど、世の中の事情を含めまして、非常にこう、何というんですか、被害を受けた者の人権というのが非常に軽く見られているというか、薄く感じられるんですよ。余りにも加害者側の人権が重く裁判に採用されて、いわゆる加害者人権保護というか、そればかりが浮かんで

くるんですよ。こういう、何というんですか、非常に幼児虐待事件とか、若い人がどんどん殺されたり、若い人がまた親を殺したりという現状は、こういう状態が続いているわけなんですよ。だから、もっとね、単純な意見かもしれませんが、やっぱり重い刑というか、本人にとっても、やっぱり目には目じゃないですけど、歯には歯じゃないですけど、やっぱりそれ相応の罰というか、それを受けてもいいんじゃないかと単純に考えています。非常に、この前の事件でも、まあ、裁判長さんのお話、判断と説明において我々も納得したんですけども、もっとやっぱりそういう刑を厳しくして、累犯を防ぐ、累犯というか、そういうのを防いでいくという方法も一つの手じゃないかというような感じを受けましたので、ちょっと意見を述べさせていただきました。済みません。

司会者：逆に、1番さん、2番さんが参加した事件では、先ほど検察官がちょっと御紹介したとおり、文言自体は例えば動機は短絡的で身勝手である、あるいは凶器とする漬物石、重さ3キロもあるかたい石で頭部を数回殴打という、物々しい言葉が並んでいる反面、必ずしも実刑が相当な事案ではないという、そういう論告になっております。これ、極めて異例な論告ではあるんですよ。その点について、ああ、そうだよなあというふうに思われたのか、いや、検察官が言う意見としてはちょっと違和感があるなあみたいな感想を抱かれたか、何か御記憶にとどめていることがあればお聞かせいただけますでしょうか。

司会者：2番さん、どうぞ。

裁判員経験者2：言われるとおり、弁護側とそれから求刑する側と、検察側とのその表記の仕方が極端に違うし、その事件自体の状況は生々しいし、これはこんなことを、やったことに対しての刑の厳しさというのは求刑しなきゃいけないなと思っておったんですが、逆に、その被害者のほうからの、それでもお父さんを弁護するんやと、それで奥さんの気持ちのほうがあれだった、我々としてはそれ以上の追及はしなかったんですよ。それが読めたということで、そっちらのほうが強かったということ。夫婦間のその、やったこと自体はもう事件な

んですけど、それに対しての結果はそういう結果が出るということです。

裁判員経験者 1：すごい病気とかがずっといろいろ、奥様が病気、何か入院されたりということで、すごい御主人がちょっと、多分、娘さんにも相談しないで、自分で何もかも、家計から家のお洗濯とか、ああいうのも自分でされていたみたいで、すごく追い詰められたというのか、娘さんもお手伝いに来ていたらしいんですけど、結構、自分で何もかもされる方で、家計管理も全部御本人がされていたらしくて、多分、娘さんらにも何も相談していないと思うんです。私も私の両親がいてるんですけど、そういうのを考えると、だんだん年いってきても子供に経済状態を全部教えてということは多分言わないと思うんです。だから、夫婦でどうにかしないとだめだというのがすごいあるみたいで、そういうのをただ、自分も病気になられた。それで奥さんの世話もなかなかするのがしんどいということで、何もかも自分で背負い込んで、だから、普通の精神状態ではなかったような感じで、多分、石を用意したとかいって、こう聞いたときは、すごい計画的だっというふうになったんですけど、それも病気のせいでそういうふうになったというように思います。検察官の人も多分、それをすごい分かっておられるような感じのだんだん話になっていったように思ったんですけど。

司会者：ありがとうございました。

逆に、人の命に対する責任がどのくらいかというのは難しいところかと思うんですが、実際に既遂に至ってしまって求刑25年という求刑、これについては何か印象に残ったようなこと、5番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者 5：既遂ということで、被害者は既に亡くなられているという中で被告人には23年の実刑で、それに対する、もちろんその情に訴えかけるところもありはしたんですが、ちょっと、判決の中で、判決文にも記載されているんですが、生命軽視の部分が見えるということで、そういうところを考えると、23年というのはある意味妥当だったのではないかと思っております。

司会者：先ほど来、4番さんにはいろいろ御質問させていただいて恐縮なんです

が、この事件で求刑が7年。その求刑自体については何か印象をお持ちであればお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者4：先ほどもちらっと言いましたけれども、一視聴者としてテレビ、また新聞の話を見ていて、なぜこの人がこんなに軽い刑なのか、なぜこの人がこんなに重い刑なのかという印象をずうっと持ってきたんですけれども、実際、自分が裁判にかかわって、1週間の裁判を経験してきた中で、最終日、この検察官の論告求刑ですね。その中で、いろんな意見が確かに出ましたけれども、最終的にいろんな話し合いの中で、3年ということに落ちついたということですよ。

司会者：そのほか当事者の方から御質問などございませんか。どうぞ。

久岡検察官：私も4番さんの事件に実際に立会した検察官でありますので、ちょっと具体的な話にはなるんですが、我々の主張としては、どっちもどっちだというようなスタンスを、要するに、必ずしも被害者がかわいそうであるとかも言えないけれども、被告人がかわいそうだとも言えない。実際に至る過程、経緯とか背景事情というのは、被告人と被害者で、それぞれの一つの事実に対する、だから、ことごとく違うような認識のずれというのか、嫁と姑だから当たり前だと言えればそうなのかもしれないんですが、そういう状況の中で被害者側だけの主張をしようという観点だったんですけども、判決にも指摘されているとおり、追い込まれていく境遇という認定をされているんですね。裁判においては、家族総出で、要するに、被害者側は被害者、被害者の夫、被害者らの子供2人、他方、被告が1人、4対1という形になっているんですけども、こういうのとかというのは、過剰に出し過ぎたがために、何か被告人にかわいそうだ、裁判の中で思ったり、本当にあいつら口裏合わせをしてやっているんじゃないかと。ただ、証人を削ればいいのかとか、いろんなこと後で考えたんです。要は、被告人に落ち度がないとは言えないという中で、被告人の落ち度は大きいというふうに判断されて、評議の中でどういう話だったかはさておいて、要は、審議の中で、被告人の言っていることが多分実際なんだろうと思われたん

だと思うんですけど、それはどの辺りから、要するに、それぞれ言い分が違うわけなので、その言った、言わないの話と一緒にどうかは別として、その中でそう判断された理由があれば教えていただけませんか。

裁判員経験者 4：検察官が裁判のときもどっちもどっちだとおっしゃっていたのは私もすごく印象に残っているんです。で、実際問題、先ほども言いましたけど、私の年齢から考えたら、嫁姑の問題というのは本当にどっちもどっちだと思うんですよ。そういう中で、証人の数ですか、実際に検察からは家族4人、被害者含め家族4人、そして当時立ち会った警察官ですね。5人、証人が出ました。被告のほうはもう本人のものだけだったんですけども、実際、バランスが悪かったとは思っていません。

司会者：よかったですね。

久岡検察官：このついでなのですが、被告人側が判決においては同情されるような内容になっているのは、それは別に判決に不服があるという意味じゃなくて、法廷において被告人が当初被害者の証言において、我々、不規則発言と言いますけど、違うとか言葉で、裁判長は発言をしないでくださいと言われると、こうやってジェスチャー（顔の前で、自らの両腕を交差させ、「×」を表示する）で、言葉は言わないんだけどそれは違うだろうというような主張。要するに、やや訴訟態度というのが余りよくないという部分があって、ともすれば、あっちが悪いんだというのを言っている中で、そういう部分というのは、ある程度こうされたという面があるのかな。抽象的で結構ですけども、余り具体的に言うと、評議は秘密の問題があるのであれですけど、抽象的で結構なんですけど、要するに、そういう訴訟において、あの場において、自由気ままにある種ふるまっていて、他方で頭を下げている様子も見せていて、その辺の被告人の態度というものについてはどのようなイメージをお持ちになられたか。

裁判員経験者 4：あくまでも話し合いじゃなくて私の印象ですけども、被告人の態度は決してほめられた態度ではなかったと思います。ただ、一番最初、初日ですね、冒頭陳述のときに、検察官が冒頭陳述を読み上げられたときに泣き

崩れられましたね。当然のことながら、初犯ですし、七十幾つまでごくごく普通に生活してきた人間がああいう場に立たれて、多分、物すごく怖かったとは思うんです。それは想像でしか多分ないと思うんですね。そういう中で、不規則発言やジェスチャーもあり、被害者側の証人が何かを言うたびに顔の前で、両腕を交差させバツ印を作っていたんですけれども。

司会者：ありがとうございました。予後の手当としては、例えば1番さん、2番さんの事件では、恐らく弁護人のほうからは仮に執行猶予になった場合でも心神耗弱が原因となっている場合には、その後、医療観察法に基づいて入院をすることになりますよというような御説明があったかと思います。この点は何か御記憶が残っていれば、あるいはどんな印象を受けられたか。何かお話を伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

裁判員経験者1：娘さんも今まで以上にお母さんのところへ来たりして、援助もしっかりするという約束でした。

司会者：よろしいですか。

裁判員経験者2：はい。

司会者：弁護士サイドからその他何かございますか。

岸弁護士：いえ、ありません。

司会者：裁判官のほうから何かございますか。

坪井裁判官：いえ、ありません。

司会者：それでは、大体御意見も承ってきたところでございますが、きょうは相当御自由にいろいろ御発言をいただいたところなんですけど、裁判員の一つの義務として、守秘義務というのがあります。簡単に言えば、法廷の中で見聞きしたことは基本的に外の方にお話ししていただいても結構なんですけども、評議室での議論については外の方にはお話しにならないよということをお願いをしておいたところでございます。これについてはいろいろ議論があるところで、それがあからほかの人からいろいろ聞かれなくて済んでいるというような方も御意見として承ることもございますし、逆に、それがあから言いたいこと

も言えないという御負担をお感じになる方もいらっしゃるようでございます。

そこで、この機会に、この守秘義務について、経験された方がどんな印象なりを今お持ちなのか。その点について、御意見を伺わせていただければと思います。順番に1番の方からいかがでございましょうか。

裁判員経験者 1：私個人としては負担には思いませんし、誰も聞こうともしないし、かえって聞くことは怖いと思っているみたいで、絶対聞こうとしません。主人にしても、誰にしても。だから、一切、本当にそのことに関しては何も言わないということで、何も負担にはなっていません。

裁判員経験者 2：守秘義務の件ですけども、裁判員裁判における裁判の内容、その特定、これは絶対厳守と。ただし裁判の進め方、意見の発表、発表の方法、裁判員裁判の状況は多くの経験者の人から説明してあげることで、これからの裁判員候補になられる方が安心して正しい理解を与えられると思います。よって、裁判員裁判への参加者が安心して参加される方がふえるんじゃないか。だから、これは認めるべきだと私は思います。以上です。

裁判員経験者 3：皆さん、大概、熟知というか、分かっているようで聞きますですね、行ってきた、裁判したと言ってましてもね。そういう点では楽でしたですね。まあ、この状態で守秘義務を守っていったほうがいいんじゃないかという感じは受けます。

裁判員経験者 4：裁判員裁判が始まるときにかなり広報されましたね、守秘義務というのを。本当に今お三方がおっしゃられたように、かなりというか、本当に行き渡っています。私は裁判員になったよということは親しい友人らには話しましたけれども、誰一人として、裁判の後、内容を聞かれた方はいらっしゃいませんでしたし、そういうことでの全く負担もありませんでしたし、やはり裁判員になられた方も、いろいろなものを守るためにも守秘義務というのは必要だと思います。

裁判員経験者 5：同じく守秘義務というようなことが報道などによって広がっていることがありまして、私も裁判員として参加するという事は会社の同僚な

り友人には伝えていったんですけれども、その後、まあ、結果ぐらいは聞かれましたんですが、どうやってそれになったかというプロセス、評議自体の中身、そこを聞いてくる人はいない状態です。なので、あと裁判員誰々という、その人はわからないんですけど、その個人、裁判員の中には自分がやりましたというのを発表したい人もいると思うんですけれども、中には、それはそんな言わんといてという人もいると思うので、やはりそれは、守秘義務というのは今のとおりあったほうがいいのではと思います。

司会者：ありがとうございました。

ここで、ずっとこちらから聞いて、聞くばかりで恐縮だったのもので、裁判所に対してこの点は改めてほしいとか、この点はちょっとというような御要望なり、何なりがあれば、お聞かせいただければと思うんですが、いかがでございましょうか。これはもうそういう部分があるという方で結構でございます。何か今後の、いわば皆さんの後輩の裁判員の方に対する配慮として御参考になることがあればお聞かせいただければと思います。いかがでございましょう、どうぞ。

裁判員経験者 3：判決のですね、裁判員、裁判長と裁判官2名ですね、それと我々裁判員6名と補欠裁判員2名ですかね。全員でそれを、判決の話し合いというか、議論をしたんですけれども、我々、裁判員、国民裁判員制度の意向として、考え方として、そういう判決でも、判決の評議でも、やっぱり裁判員だけで一つの話し合いを持って、それが判断下して、それから、裁判官、プロさんの、プロフェッショナルな人の判断を交えて、最終判断を、判決を下したらいいんじゃないかという印象はちょっと受けましたですけどね。そうしてもらいたいなあと。そうじゃないと、なかなかね、裁判長、プロさんの中で話し合うと、やっぱり本音というのはなかなか出てこないんじゃないかと思うので、そういう点で、そういう制度をちらっと設けていただいたらという感じですね。

それと傍聴席の、さっき、これも始まる前にちょっと言ったんですけど、余りにも傍聴席がせわしいというのか、ざわざわ、ざわざわしたような感じを受

けまして、裁判員のところへ座っていても何か遠くのほうで出たり入ったりして、ちょっと集中できなかつたと思うこともありましたし、耳が遠いので、そういう点でも話もよく理解できなかつたということがありましたので、そういう点でも、ちょっとそういう傍聴関係の、どういうふうに考えているのかなと思ひまして、ちょっと要望ですけど思ひました。

司会者：ありがとうございました。そのほかの方、何かございませんか。よろしいでしょうか。

それでは長時間にわたりまして貴重な御意見を賜りまして本当にありがとうございました。今後とも裁判員裁判につきましては、皆さんの御意見を参考にし、さらによりよいものにしてまいりたいと思ひますので、ぜひ周りの方にも、何か機会があればこういうものだということで御紹介いただければありがたいと思ひます。

それでは以上で意見交換会を終了したいと思ひます。どうもありがとうございました。

以 上